

小金井市新庁舎・（仮称）新福祉会館建設基本設計業務委託特記事項(案)

1 特記事項の適用

本基本設計業務委託特記事項（以下「特記事項」という。）で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、特記事項に記載されていない事項は、「設計業務委託仕様書」による。

1.1 件名 小金井市新庁舎・（仮称）新福祉会館建設基本設計業務委託

1.2 委託場所 東京都小金井市中町三丁目1957番5、1957番7、1957番9、緑町五丁目1957番17

1.3 契約期間 契約確定日の翌日～平成32年3月31日

1.4 委託業務内容

新改築工事 改修工事 耐震改修工事 設備改修工事

主要用途 庁舎、児童福祉施設等、集会場

敷地面積 約11,252㎡

延床面積 約16,400㎡（平成29年度小金井市新庁舎等建設計画調査時）

告示第15号の建築物の種類(第四号第2類)

構造（提案による）

階数（提案による）

予定工事費(税込み)

約7,500,000,000円 小金井市新庁舎等建設計画調査時概算（税率10%）

（上記金額には新庁舎・新福祉会館建設費、外構整備費、開発道路整備費、立体駐車場建設費、消費税等を含む。）

建設予定工期

新庁舎・新福祉会館建設工事、立体駐車場建設工事、外構整備工事、開発道路整備工事
平成33年6月～平成35年8月（Ⅰ期予定）

清掃関連施設移設後～外構工事完了（Ⅱ期予定）

2.1 基本設計業務の内容

基本設計業務の内容は下表及び次頁のアからイまでを業務内容とし、別記①及び別紙「役割分担表」を参照すること。また、設計成果物及び提出部数は、別表1-①、②のとおりとする。

項目		業務内容
(1) 設計条件等の整理	① 条件整理	建築主から提示される基本計画、その他必要な諸条件、耐震性能・設備機能の水準などの諸条件を設計条件として整理する。
	② 設計条件変更等の場合の協議	監督員から提示される要求の内容が不明確もしくは不適切な場合、内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、監督員に説明を求め又は監督員と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	① 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	② 確認申請に係る関係各課、行政機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、確認申請（都市計画等に係る内容を含む。手数料を含む。）を行うために必要な事項について、関係各課、行政機関との事前協議、資料作成を行う。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との事前協議、資料作成を行う（手数料含む。）。
(4) 基本設計方針の策定	① 総合検討	設計条件、プロポーザル提案書に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、業務工程等を立案・更新する。
	② 基本設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
(5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、監督員と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6) 概算工事費の検討		基本設計の中間時点及び基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工費内訳明細書、数量調書を除く。以下同じ。）を作成する。
(7) 基本設計内容の監督員への説明等		基本設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書及び基本設計説明書を監督員に提出し、監督員に対して、設計意図（当該設計に関する設計者の考え。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

- ア 次に掲げるものを内容とする基本設計方針説明書の作成
- 建築(意匠)の計画概要
 - 建築(構造)の計画概要
 - 設備の計画概要
 - 仕様概要書及び仕上げ表
 - 全体スケジュールの概要
 - その他必要な資料
- イ その他基本設計に必要な業務
- デジタルテレビ放送受信障害予測調査(別記⑤による)
 - 透視図の作成
外観(周囲の街区等の景観を含む。) 4枚、
内観 5枚(サイズ A2、特記 カラー印刷)
 - 模型製作
サイズ: A1縮尺 (1/300)、主要材料 (スチレンボード)
ケースの有無 (有) 及び材質 (スチレンボード)
 - 環境配慮チェックシートの作成
 - リサイクル計画書の作成
 - 「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」(最新版を適用のこと)に基づく次のチェックリストを作成(リサイクル計画書に添付)し、あらかじめ監督員に説明を行い、確認を受けた上で提出しなければならない。
 - (ア)環境物品等(特別品目)使用予定チェックリスト(財務局最新年度版)
(特定品目を選択した場合)
 - (イ)環境物品等(特定調達品目)使用予定チェックリスト(財務局最新年度版)
(特定調達品目を選択した場合)
 - (ウ)環境物品等(調達推進品目)使用予定チェックリスト(財務局最新年度版)
(調達推進品目を選択した場合)
 - ユニバーサルデザイン導入計画書【基本設計】の作成
 - ユニバーサルデザイン導入チェックリストの作成
 - 環境配慮計画書の作成
 - 設計内容の適正化及びコスト管理チェック表《基本設計》の作成
 - 設計レビューへの協力業務(別記⑥による)
 - 設計VEへの協力業務(別記⑦による)
 - 打合せ記録簿の作成
 - 市民参加等の開催と記録のとりまとめ
 - 高齢者団体、障害者団体等への意見聴取の実施と記録のとりまとめに係る協力
 - 公共建築設計者情報システムの登録書(写し)
 - 成果品の電子データを収めたCD-Rの作成(納品物は2.3適用基準アを参照)
 - 補助金申請に係る検討及び関係資料の作成
 - 業務実施計画書の作成
 - 業務完了報告書の作成
 - 模擬地震動及び免震構造設計図書の作成
 - 防犯設備計画書の作成
 - 外構・ランドスケープ計画書及び概算書の作成
 - 環境シミュレーション結果報告書の作成(CASBEE評価資料(自己評価)を含む。)
 - 3次元の建物情報モデルを構築した市民向けの動画の作成
 - 長期維持・保全計画書の作成
 - 基本設計説明書の作成(設計方針、各計画概要、法規適用資料、設計段階において検討を行った各内容と検討結果及び基本設計図書を補完する資料などを総合的にとりまとめたもの)

- 基本設計スケジュールの作成
- 附帯工事（電話、LAN、セキュリティ、防災無線等 別記①（12）参照）に関する設計及び概算
- 庁内検討委員会等各検討部会等への支援
- 近隣・市民説明会資料作成及び対応支援、協議
- 議会及び庁内への説明資料作成及び説明対応支援
- 工事費概算書、各種図面（・意匠：特記仕様書、仕上表、一般図、建具図、外構図 ・構造：特記仕様書、標準図、杭基礎図、伏図、軸組図、断面リスト、免震装置配置図、免震部材リスト ・電気設備：特記仕様書、諸元表、プロット図、系統図 ・機械設備：特記仕様書、諸元表、プロット図、機器表 等）の作成
- 実施設計に係る仕様書案の作成
- 執務環境整備基本設計等支援（別記②による）
- 既存樹木調査（別記③による）
- 地盤調査（別記④による）
- その他次の検討を含めること。
 - ・小金井市庁舎等執務環境調査業務報告書の「適正面積の算定」を基に設計を行った上で各課からヒアリングを行い、面積の縮減を行うこと。
 - ・新庁舎・（仮称）新福祉社会館との複合化により共用部分の縮減を行うこと。
 - ・別途策定予定の（仮称）新福祉社会館管理運営計画との整合を図り、施設運営上の連携を図った計画とすること。
 - ・（仮称）新福祉社会館の先行竣工にあっては、より効果的な市民サービスの展開が見込めるよう、多機能・連携に係る整理を行うこと。
 - ・別途策定予定のICT整備方針との整合を図り、市民の利便性の向上、機能的かつ効率的な執務の実現に向けたOA機器の適切な配置、恒常的なセキュリティ機能と合わせ災害発生時の業務継続の視点を踏まえた災害対策セキュリティ機能の向上に寄与する計画とすること。
 - ・市民サービス、業務効率性に配慮した計画とすること。
 - ・庁内検討及び関係機関等との調整、検討等の進捗に応じた検討を行うこと。
 - ・（仮称）新福祉社会館竣工時点、新庁舎竣工時点及び清掃関連施設移設後それぞれの時点に合った段階的な設計を行うこと。

2.2 プロポーザル方式により設計業務を受託した場合の業務履行体制

受託者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、提案書に記載された履行体制により当該業務を履行する。

2.3 適用基準等

受託者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。（各基準類の制定年月日については最新版を適用すること。）

ア 共通

- ・公共建築物整備の基本指針（財務局）
- ・東京都建設リサイクルガイドライン（東京都）
- ・官庁営繕事業における電子納品関連資料（国土交通省官房官庁営繕部）
- ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・建築鉄骨設計基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設省大臣官房技術参事官通達）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

イ 建築

- ・東京都建築工事標準仕様書（東京都）
- ・構造設計指針・同解説（財務局）

- ウ 電気設備
 - ・東京都電気設備工事標準仕様書（東京都）
- エ 機械設備
 - ・東京都機械設備工事標準仕様書（東京都）
- オ 既存樹木調査
 - ・「街路樹診断マニュアル」（最新版）（東京都）
 - ・既存樹木調査仕様書（別記③による）
- カ 地盤調査
 - ・地質・土質調査業務等共通仕様書（関東地方整備局）
 - ・地盤調査仕様書（別記④による）

2.4 成果物等及び提出部数

設計業務の成果物等及び提出部数は別表1-①、②による。

2.5 その他

- ア 概算工事費を下記日程にて算出すること。
 - 第1回 平成31年7月（予定）
 - 第2回 平成31年10月（予定）
 - 第3回 平成32年2月（予定）
- イ イニシャルコスト、ランニングコスト及びライフサイクルコストについては、計画的保全を踏まえて検討すること。
- ウ 長期的な視点を見据えた修繕・改修計画の提案をすること。
- エ 受託者は、本業務を遂行するに当たり、設計図書の整合性を確保し、実施設計及び工事の請負業者へのスムーズな引継ぎができるように配慮すること。
- オ 受託者は、実施設計及び施工者の選定について、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を踏まえ、委託者に対し提案を設計段階から行うこと。
- カ 受託者は、当該設計における設計VEについて別記⑦に基づき機能を低下させずにコストを低減する、又は同等のコストで機能を向上させるよう努め、必要に応じて提案等を行うこと。また、庁内会議・委員会等によりVE提案を検討する場合は、協力すること。

別記① 基本設計業務の内容（補足）

項目	業務内容
(1) 基本設計スケジュールの作成	基本設計業務着手と同時に、各段階に応じて必要な検討項目が網羅された基本設計期間中における設計スケジュールを作成し、監督員に確認を得る。
(2) 模擬地震動作成（免震構造の設計業務を含む）	地震動作成業務・・・免震構造とする前提で見積りを行う。 大臣認定申請の作成業務
(3) 防犯設備計画	機械設備や防犯設備を一元的に管理するシステムや、情報管理のためのセキュリティ機能の検討を行う。防犯設備の具体例：来庁者・職員の区分け、時間帯による立入制限、避難階段へのカードリーダー設置（逆方向への進入を制限）、各出入口等に防犯カメラを設置等
(4) 外構・ランドスケープ計画及び概算	植栽・親水空間・外構・動線計画の検討
(5) 環境シミュレーション	風環境シミュレーション…自然換気に寄与する建物形状、風圧係数分布算定の他、避難、日照、通風、照明、温熱環境等についてもシミュレーションを行い、CASBEEに基づく評価を行う。
(6) 設計変更対応・VE検討	委託者の要望変更等による設計変更が生じた場合の対応（構造設計の変更を伴わない、1か月程度の期間で対応可能な変更内容について対応を行った場合）
(7) 透視図の作成	外観（周囲の街区等の景観を含む。）4カット、内観5カットを作成する。
(8) 3次元の建物情報モデルを構築した市民向けの動画（60秒）	市民向けのために3次元の建物情報モデル（形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデル）を構築した動画（外観から内観：各30秒）を作成する。 3次元の建物情報モデルを用いて周辺環境との調和及び周辺環境に与える影響について検証する。
(9) 長期維持・保全計画（LCM）の作成	ライフサイクルコストも含めた長期修繕計画を作成する。
(10) 防災拠点となる安全性について	災害対策・危機管理機能等の検討を行う。
(11) 市民サービス、執務環境の効率性について	ICTの積極的な活用、BEMSの導入についての検討を行う。
(12) 附帯工事に関する設計及び概算	什器レイアウト計画、移転・引越計画支援を行う。 小金井市が計画する次の各設備の計画支援並びに各設備に対応する電源設備計画、配管設備計画及びケーブルルート計画を行う。 1. 庁内ネットワーク設備、2. 入退室管理設備、 3. 機械警備設備、4. CATV・有線放送設備、 5. 東京都防災無線設備、6. 広域無線配信機設備、 7. 防災ネットワークシステム設備、 8. AV機器設備、デジタルサイネージ設備 等
(13) 店舗計画	低層階における物販店舗等の検討を行う。
(14) 市民参加手法の検討と開催	市民他関係者に対して、基本設計内容の総合的な説明を行い、市民からの要望をまとめ、適宜検討を行う。
(15) 庁内検討委員会等各検討部会等の支援	基本設計段階で必要な各種検討部会を支援する。また、必要に応じて委託者からの資料作成協力を行う。
(16) 近隣・市民説明会資料作成及び対応支援、協議	必要に応じて、近隣・市民説明会資料を作成、監督員を支援する。
(17) 設計業務関連	本仕様書以外の設計業務についても設計を進める上で必要な業務は適時実施するものとする。

別記② 執務環境整備基本設計等支援業務仕様書

1. 目的

新庁舎・（仮称）新福祉会館建設に際し、来庁者及び職員等にとって快適で機能的な執務環境を構築し、一層の市民サービス及び事務効率の向上を図るとともに、新庁舎への円滑かつ効率的な業務移転等により、コスト削減を図ることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 執務環境整備基本設計

①新庁舎・（仮称）新福祉会館執務空間レイアウト基本設計

- ・新庁舎・（仮称）新福祉会館における執務空間レイアウト基本設計
- ・エリア別のレイアウト基準の作成
- ・レイアウト基準に基づく基本レイアウト図面の作成

②新庁舎・（仮称）新福祉会館のサイン基本計画

③備品類の整備計画の策定

- ・什器・備品
- ・サイン計画
- ・引越作業
- ・廃棄
- ・その他、必要なオフィス環境に関すること
- ・備品類（新規・処分）の概算予算（案）の算出

(2) 庁内検討委員会等の運営支援

- ①必要に応じて庁内検討委員会、各種検討部会への参加
- ②ワンストップサービスの設置検討についての専門的見地からの支援

3. その他

- (1) 本業務の実施は、この仕様書に基づき実施すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (3) 本業務の進捗に関して、定期的に報告を行うこと。
- (4) 「小金井市庁舎等執務環境調査」に基づいて計画を行うこと。

4. 成果品

(1) 新庁舎・（仮称）新福祉会館執務空間の基本レイアウトに関する報告書

- ①レイアウトの基準書
- ②新庁舎・（仮称）新福祉会館執務空間の基本レイアウト図（イメージ等も含む。）
- ③新庁舎・（仮称）新福祉会館サイン計画

(2) 什器整備方針書

- ①新規購入備品リスト
- ②転用可能備品リスト
- ③廃棄備品リスト
- ④備品類の概算予算書

(3) 窓口の運用・体制整備に係る各種提出書類

(4) 会議等の議事録

別記③ 既存樹木調査業務仕様書

1. 既存樹木調査の目的及び概要

庁舎建設予定地は暫定公園として近隣住民の憩いの場であったため、既存樹木は極力保全することが望ましい。今回の調査業務は、設計業務を進めるための当該敷地の既存樹木の位置、大きさ、移植の可否に関する調査を行うものである。

2. 対象敷地

庁舎建設予定地

地名地番: 東京都小金井市中町三丁目1957番5、1957番7、1957番9、緑町五丁目1957番17

公簿地目: 宅地

敷地面積: 11, 252. 05㎡

3. 業務内容

(1) 対象敷地内の既存樹木の位置・高さ・幹周・葉張の計測

(2) 既存樹木の移植の可否の診断

■ 外観診断

外観診断は、目視と簡易な道具によって樹木の健康状態を以下のような方法で診断する。

① 木槌等で幹を叩く。

② 可能な範囲で、シャベルや鋼棒等で根元を掘って、材の状況を確認する。

③ 大枝や幹の分岐部の状況を確認するに当たっては必要に応じて梯子を使用する。

※ 外観診断の結果、倒木や枝折れ等、危険の除去が至急必要と判断される場合は、速やかに監督員に報告すること。

■ 写真撮影

① 診断対象樹木の毎木全景写真

② 異常個所の局所写真

■ 考察

以上診断を踏まえ、次の点で考察を行う。

① 現状の位置で残存させた時に生育できるか否かの考察

② 移植の可否についての考察（移植の場所・時期・費用の計上、維持管理等の提案）

4. その他

(1) 作業に当たっては、作業員の身分がわかるよう表示等を行い作業にあたること。

(2) この仕様書に定めのない事項が発生した場合には、委託者及び受託者で協議し決定すること。

(3) 調査の詳細については、委託者と協議の上決定する。

(4) 別途行った敷地測量図を参考とする。敷地測量図のCADデータを貸与する。

(5) 調査日等については、着手前に委託者と協議のうえ決定する。

(6) 樹木診断においては、「街路樹診断マニュアル」（最新版）に準じて行うこと。また、一般財団法人日本緑化センター認定登録の「樹木医」有資格者が診断調査及び健全度判定等処置方法を行うこと（受託者は、樹木医証明書を提出すること。）。

5. 成果品

(1) 調査報告書

(2) 樹木診断カルテ

(3) 上記製本及び電子データ一式

別記④ 地盤調査仕様書

1. 地盤調査の目的及び概要

庁舎建設予定地において、当該敷地の地盤構成及びその性質を探り、免震構造物の設計・施工に必要な情報を得るために地盤調査を行う。一般的な調査項目は次項に示すが、最終的な調査項目、調査数量等については、着手前に委託者と協議し、決定すること。

2. 地盤調査項目等

- (1) ボーリング調査、標準貫入試験
- (2) シンウォールサンプリング
- (3) 平板載荷試験
- (4) 孔内水平載荷試験
- (5) 現場透水試験
- (6) 物理試験
(土粒子の密度試験、含水比試験、粒度試験、液性限界試験、塑性限界試験、湿潤密度試験)
- (7) 力学試験（一軸圧縮試験、三軸圧縮試験、圧密試験、動的変形試験）
- (8) PS検層
- (9) 常時微動測定
- (10) 液状化の可能性の判定
- (11) その他設計に必要な調査・解析等

3. 模擬地震波の作成

4. 成果物

- (1) 調査結果報告書（製本及び電子データ）
- (2) 土質標本一式
- (3) 模擬地震波報告書

別記⑤ デジタルテレビ放送受信障害予測調査

- 受託者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴う地上デジタルテレビ放送（以下「地デジ」という。）受信障害の範囲を技術的に予測し、障害対策の実施を円滑に遂行するため、地デジ受信の現況調査を実施しなければならない。
現況調査は、机上検討と現地調査により実施する。

1. 机上検討

- 地デジ電波の受信状況想定
- 地デジ電波の送信状況
- 高層建物及び住宅等の分布状況
- 地形の状況

2. 現地調査

- (1) 調査地点 調査地点数 10 点

(2) 調査内容

ア 地デジ電波の受信状況調査

(ア) 対象テレビ電波

対象地域で受信しているすべての地上デジタルチャンネル。

- (イ) 調査項目 ■受信特性の測定
 ■画像評価
 ■BER値の測定
 ■品質評価
 ■テレビ受信画面の観測
 ■既設受信形態調査

イ 建物の現況及び今後の見込み

ウ 地形の状況変化

3. 報告書類及び提出部数

- | | |
|--|----|
| (1) 報告書〔（社）日本CATV技術協会の「技術審査済」の捺印付〕 | 2部 |
| (2) 各調査地点におけるチャンネル別の受信状況（調査結果一覧表） | 2部 |
| (3) 各調査地点における画像写真
（チャンネル別・カラー写真、ファイル綴じ） | 1部 |
| (4) 影響範囲の予測地域図 | 2部 |
| (5) 提言書（調査結果の説明及び障害解消対策についての意見書） | 2部 |

4. 主任技術者の選任届及び資格

受託者は、総務大臣認定「第一級CATV技術者」又は相当の資格を有する者の中から、調査に関する総合管理をつかさどる主任技術者を定め、書面をもって氏名を届け出なければならない。

別記⑥ 設計レビュー

■受託者は、設計業務の途次において委託者が基本設計レビューを各々実施するに当たり、その実施に協力しなければならない。

1. 各レビューの概要

(1) 各レビュー実施の時期

- ア 原則として、業務中2回とし、うち1回は公開で実施する。
- イ 実施の詳細なスケジュールは、監督員が別途通知する。

(2) レビュー実施期間は、各段階とも原則として1日とする。

2. 基本設計レビューへの協力

(1) 受託者は、監督員が指示する時期までに、以下の資料を準備するものとする。

前期

- 計画説明書、仕上概要表、配置図、工事費概算書
- その他 別表1-②を参考とした必要資料

後期

- 工事費概算書、その他 別表1-②を参考とした必要資料

(2) 委託者がレビューを実施する際、受託者は監督員の求めに応じてレビューに出席し、説明の補助をするものとする。

3. 基本設計レビュー事項の取扱い

(1) 受託者は、監督員の指示により設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うものとする。

(2) 受託者は、監督員の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を監督員に報告し指示を受け、基本設計に反映するものとする。

別記⑦ 設計VE

■受託者は、当該設計業務の途次において委託者が設計VEを実施するに当たり、その実施に協力しなければならない。

1. 設計VE協力業務の概要

- (1) 設計VEは、庁内会議・委員会等にて委託者が実施するものとする。
- (2) 設計VE実施の時期
 - ア 実施の詳細なスケジュールは、監督員が別途通知する。
 - イ 設計VE実施時期は、概算工事費の提出時とする。

2. 設計VEへの協力

- (1) 受託者は、設計VE作業開始前までに、次の資料を準備するものとする。
 - 計画説明書、仕上概要表、配置図、工事費概算書、
その他 別表1-②を参考とした必要資料
 - VE項目リスト及びVE図面
- (2) 庁内会議・委員会等にて委託者が設計概要説明の際、受託者は監督員の求めに応じて会議に出席し、説明の補助をするものとする。

3. VE提案事項の取扱い

- (1) 受託者は、監督員がVE提案された項目の採否の検討をするに当たり、監督員の指示により技術的検討を行い、その結果を報告するものとする。
- (2) 受託者は、監督員が(1)の結果に基づき設計の変更を指示した場合は、必要な変更を行うものとする。

別表1-① 基本設計成果物及び提出部数

成果物等	部数	電子データ	備考
基本設計方針説明書製本	5	○	
基本設計図（別表 1-②に掲げる基本設計成果図書）	2	○	
デジタルテレビ放送受信障害予測調査報告書（別記⑤による）	2	○	
透視図・写真（外観4面・内観5面） アルミ額縁	2	○	
模型写真（3カット）	2	○	
模型	1	—	
環境配慮チェックシート	2	○	
リサイクル計画書	2	○	
環境物品等チェックリスト	2	○	
ユニバーサルデザイン導入計画書【基本設計】	2	○	
ユニバーサルデザイン導入チェックリスト	2	○	
環境配慮計画書	2	○	
設計内容の適性化及びコスト管理チェック表《基本設計》	2	○	
設計レビュー資料（別記⑥による）	2	○	
設計VE資料（別記⑦による）	2	○	
打合せ記録簿（市民参加のとりまとめ記録を含む。）	2	○	
PUBDIS登録書（写し）	2	○	PDF
成果品の電子データを収めたCD-R	2	○	
補助金申請に係る関係資料	2	○	
業務実施計画書	2	○	
業務完了報告書	2	○	
模擬地震動及び免震構造設計図書	2	○	
防犯設備計画書	2	○	
外構・ランドスケープ計画書	2	○	
環境シミュレーション結果報告書（CASBEE評価資料（自己評価）を含む。）	2	○	
3次元の建物情報モデルを構築した市民向けの動画	2	○	
長期維持・保全計画書（維持管理費の算出を含む。）	2	○	
基本設計説明書	2	○	
基本設計スケジュール表	2	○	
附帯工事に関する設計	2	○	
近隣・市民への説明資料	2	○	
執務環境整備基本設計等支援業務報告書（別記②による）	2	○	
既存樹木調査報告書（別記③による）	2	○	
地盤調査報告書（別記④による）	2	○	

別表1-② 基本設計成果図書

設計の種類		成果図書	
(1) 総合		①計画説明書 ②仕様概要書 ③仕上概要表 ④面積表及び求積図 ⑤敷地案内図 ⑥配置図 ⑦平面図（各階） ⑧断面図 ⑨立面図 ⑩工事費概算書（附帯工事含む。） ⑪工事区分資料（附帯工事、別途工事を網羅する。）	
(2) 外構		①仕様概要書 ②仕上概要書 ③平面図（雨水処理、植栽、舗装、外築） ④横断図 ⑤工事費概算書 ⑥各種技術資料	
(3) 構造		①構造計画説明書 ②構造設計概要書 ③工事費概算書	
(4) 設備	(i) 電気設備	①電気設備計画説明書 ②電気設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料	
	(ii) 機械設備	1. 給排水衛生設備	①給排水衛生設備計画説明書 ②給排水衛生設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
		2. 空調換気設備	①空調換気設備計画説明書 ②空調換気設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
		3. 昇降機設備	①昇降機等計画説明書 ②昇降機等設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料

(注)

- 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 3 (2) 及び (3) に掲げる成果図書は、(1) に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
- 4 「計画説明書」 には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
- 5 「設計概要書」 には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。